

第8章 総合評価

事業の計画段階において「第1章 事業の概要」に示した配慮を行うとともに、「第6章 環境保全措置」に示した種々の環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避及び低減される。

また、環境保全措置については、環境項目間の相互関係、環境保全措置が他の環境項目に及ぼす間接的影響を検証するとともに、一方の環境保全措置が他の環境要素へ悪影響を与えないかを確認した。

その結果、工事中の工事用車両の走行に伴う騒音の影響に対する環境保全措置として、県道出雲崎石地線の住宅地付近での工事用車両の走行速度を40km/hに制限することとした。これにより、工事中の工事用車両の走行に伴う騒音及び振動の影響は軽減される。一方、走行速度の制限により工事用車両の走行時の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出係数が増加することになる。ただし、排出係数が増加した場合においても環境保全に係る目標を満足する結果となった。

その他の環境保全措置については、ある環境項目の環境保全措置が他の環境項目の影響を増加させることはなく、環境項目間の整合性は図られていると判断した。

このことから、本事業の実施による環境への影響については、事業者の実行可能な範囲内でできる限りの回避・低減がなされ、環境保全に関する目標と整合しており、総合的な環境への影響の程度は軽微であると評価した。

また、環境に配慮した工事の実施及び施設の運営状況を確認するため、「第7章 事後調査計画」に示す事後調査を実施することとする。